

- (19) 【発行国】日本国特許庁 (JP)
- (45) 【発行日】平成12年2月21日 (2000. 2. 21)
- (12) 【公報種別】意匠公報 (S)
- (11) 【登録番号】意匠登録第1061524号 (D1061524)
- (24) 【登録日】平成11年11月5日 (1999. 11. 5)
- (54) 【意匠に係る物品】電子ゲーム器
- (52) 【意匠分類】E2-212
- (51) 【国際意匠分類 (参考)】21-01
- (21) 【出願番号】意願平10-8813
- (22) 【出願日】平成10年3月27日 (1998. 3. 27)
- (72) 【創作者】

【氏名】杉野 憲一

【住所又は居所】京都府京都市東山区福稲上高松町60番地 任天堂株式会社内

(73) 【意匠権者】

【氏名又は名称】任天堂株式会社

【住所又は居所】京都府京都市東山区福稲上高松町60番地

【審査官】伊藤 敦

(56) 【参考文献】なし。

(55) 【意匠に係る物品の説明】本物品は、携帯可能な大きさで、ゲーム用プログラムを記憶するROMを内蔵したカートリッジ (別売部品) を用いて、その平面上部に設けられたドットマトリクス液晶表示板にゲーム内容を表示してゲームを行うものである。本物品の背面に設けられたカートリッジ挿入口にカートリッジが挿入されて装着される。このとき、カートリッジ内の基板が本物品内部に設けられたエッジコネクタと接続される。そして、プレイヤーが本物品下部に設けられた操作スイッチを操作することによって、ゲームが行われる。カートリッジを交換すると、ROMのデータによって、異なる内容のゲームを楽しむことができる。

【図面】

【正面図】

